

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第287号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年11月11日 13時21分ごろ	
発生場所	東京都小笠原諸島聳島列島嫁島南西方沖 小笠原村二見港丸山灯台から真方位353°21海里（M）付近（概位 北緯27°25.9′ 東経142°09.5′）	
事故等調査の経過	平成21年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ^{みょうじん}明神丸、9.7トン TK2-1859（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 ^{そうりゅう}颯竜丸、6.34トン TK2-1638（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B なし</p>	
損傷	<p>A 船首先端凹損、船首ハンドレール曲損及び船首右舷外板破口</p> <p>B 船首部分大破</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか2人が乗り組み、約8～9ノット（kn）の速力で自動操舵により父島列島嫁島南西方沖を北進していた。</p> <p>船長Aは、レーダーの接近警報を4Mに設定し、海象状況から海面反射除去を大きめに調整したのち、携帯電話のゲームをしたり、操業日誌を読むなどしながら単独で操船していたところ、衝突の衝撃でB船の存在を初めて知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、約1～2knの速力で自動操舵により聳島列島嫁島南西方沖を南進していた。</p> <p>船長Bは、船尾甲板上で漁具の交換作業に従事していたところ、衝突の衝撃でA船の存在を初めて知った。</p> <p>両船は、平成21年11月11日13時21分ごろ、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後、沈没の恐れを感じてA船に乗り移り、自力航行できなくなったB船をその場に残し、A船によって二見港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約2～3m</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は北進中、B船は南進中、嫁島南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p>

	<p>船長Aは、レーダーの接近警報を作動させていたことから、接近する他船があれば、警報が鳴るものと思い、携帯電話のゲームを行ったり、操業日誌を読むなどして適切な見張りを行っていませんでしたものと考えられる。</p> <p>A船のレーダーは、海面反射除去が過度に調整されていたこと、警報装置が作動しなかったことなどが考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、船尾甲板上で漁具の交換作業を行っていたことから、適切な見張りを行っていませんでしたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、嫁島南西方沖において、A船が北進中、B船が南進中、両船が適切な見張りを行っていませんでしたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>